

第2 業務概要

1 計量関係事業の届出、登録、指定

(1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出

特定計量器の製造事業を行う者は経済産業大臣に、修理または販売の事業を行う者にあっては都道府県知事に届出をするよう定められている。

2024年4月1日現在の届出製造事業者数・修理事業者数の事業区分ごとの内訳は以下のとおりである。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	製造事業者数	修理事業者数
質量計	タクシーメーター	0	4
	質量計第一類	5	4
	質量計第二類	4	3
	分銅等	4	2
	自重計	1	7
	ホッパースケール	5	2
	充填用自動はかり	7	2
	コンベヤスケール	3	1
	自動捕捉式はかり	3	1
	その他の自動はかり	7	1
温度計	小計	39	23
	ガラス製温度計	1	0
	ガラス製体温計	0	0
	抵抗体温計	1	0
	小計	2	0
体積計	皮革面積計	0	0
	水道メーター第一類	1	0
	水道メーター第二類	1	0
	温水メーター	0	0
	自動車等給油メーター	1	1
	小型車載燃料油メーター	1	1
	大型車載燃料油メーター	1	0
	微流量燃料油メーター	0	0
	定置燃料油メーター等	1	0
	液化石油ガスマーター	1	1
	ガスマーター第一類	0	0
	ガスマーター第二類	0	0
	排ガス積算体積計等	0	0
	排水積算体積計等	1	0
	量器用尺付タンク	0	0
	小計	8	3
圧力計	密度浮ひょう等	0	0
	耐圧浮ひょう型密度計	0	0
	圧力計第一類	1	0
	圧力計第二類	1	2
	血圧計第一類	1	0
濃度計	血圧計第二類	0	0
	小計	3	2
	積算熱量計	0	0
	照度計	0	0
	騒音計	0	0
	振動レベル計	0	0
	濃度計第一類	2	1
	濃度計第二類	0	0
	濃度計第三類	0	0
	小計	2	1
合計		54	33

販売事業者（滋賀県知事 届出）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり、分銅およびおもり）の販売を行う者は、知事への届出が必要である。

2024年4月1日現在、販売事業者は260者で386事業所がある。

（2）計量証明事業の登録

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その結果に関して、公にまたは業務上他人に一定の事が真実である旨を数値を伴って表明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、2024年4月1日現在の登録状況は次に示すとおりである。

計量証明事業登録者数

事業区分	質 量 計	濃 度		音圧レベル	振動加速度 レベル	特定濃度	
		大気	水 ま た は 土 壤			大気	水 ま た は 土 壤
事業所数	52	12	23	9	9	2	2
		24				2	
事業者実数	40					26	

（3）計量士の登録

計量士になろうとする者が経済産業大臣あてに提出する「登録申請書」等を受理し、大臣に進達を行う。

また、計量士になる資格の認定を得ようとする者が提出する「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会長に送付する。

計量士登録等の取扱件数

年度	一般計量士	環境計量士 (濃度)	環境計量士 (騒音・振動)	計量士 資格認定	合 計
2023年度 (令和5年度)	7	7	1	0	15
2022年度 (令和4年度)	9	4	5	0	18
2021年度 (令和3年度)	2	6	1	0	9
2020年度 (令和2年度)	16	8	2	1	27
2019年度 (平成31年・令和元年度)	7	3	3	1	13

(4) 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は、経済産業大臣または都道府県知事の指定を受けることができる。なお、2024年4月1日現在で滋賀県内で指定を受けた事業所数は、業種別に次のとおりである。

◎滋賀県知事指定

業種	鉱工業 製造業	百貨店	スーパー	運輸業	郵便事業	その他	計
事業所数	39	1	83	8	261	19	411

※鉱工業・製造業の内、1件は計量証明事業者

(5) 指定製造事業者の指定

経済産業大臣が、優れた品質管理能力を有すると認めた製造事業者については、自らが計量法に基づく基準適合証印を付すことが出来ることとなっている。

本県の指定製造事業者は質量計第一類が1事業者、濃度計第一類が1事業者の計2事業者である。

(6) 特殊容器製造事業者の指定

特殊容器（透明または半透明の容器であって経済産業省令で定めるもの）の製造を行おうとする者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けるよう定められている。

本県の特殊容器指定製造者は1事業者である。

(7) 計量関係事業の届出、登録、指定の状況

2023年（令和5年）度に行った登録・指定等の実績については、次のとおりである。

事業区分	2023年（令和5年）度の処理件数		
	新規	廃止	手数料金額（円）
製造事業者	0	0	—
修理事業者	0	1	—
販売事業者	1	0	—
計量証明事業者	0	1	—
適正計量管理事業所	0	0	—

※適正計量管理事業所の手数料金額については、指定の検査手数料を含む。